

「馬頭最終処分場基本計画（案）」及び 「事業実施のための環境影響評価書実施計画書（案）」 に対する意見及び県の見解について

1 意見の提出状況

(1) 説明会等における意見

- ・開催日 1/28(金)、2/3(木)

(2) 意見書の提出

- ・提出期限:平成17年2月21日(月)まで
- ・提出者数:10名
- ・提出数及び提出方法:持参 6通、FAX 2通、E-mail 2通
- ・縦覧者数:14名

2 意見の取り扱い

基本計画(案)及び実施計画書(案)に対する質問、意見等について県の見解をお示ししました。県の見解につきましては、現段階でお示しできる内容について見解を示させていただきました。

3 意見の内容とそれに対する県の見解

(1) 馬頭最終処分場基本計画(案)

No	意見等の要旨	県の見解
1	4つのコンセプトが忠実に履行されることを保証するため、地元住民が監査体制を構築し、これにより監査することを受容してほしい。	馬頭最終処分場の多重安全システムは、施設・設備面(ハード)だけでなく、管理運営面(ソフト)の安全対策を融合させることで、より安全性を確保できるものです。その一つが「住民監視システム」であり、住民の皆様にも参加いただき、監視できるシステムの構築を目指します。
2	町民説明会のリーフレットには、施設の概要として埋立面積5.6haとあるが、実際の配置を示す図面がないのではないか。	今回の馬頭最終処分場基本計画(案)では、ゾーニング計画及び施設配置の概要をお示しておりますが、具体的な配置計画については基本設計において検討していきます。
3	処分場は10年間で埋め立てる目途となっているが、具体的には毎年どのような産廃が、どのくらいずつ入ってくるのか。年次ごとの数字を、その背景となる県内の産廃産出量の見通しを添えて示して頂きたい。	受入対象量は、「栃木県廃棄物処理計画(平成14年3月 栃木県)」における県内から排出される産業廃棄物を基に設定しています。 馬頭最終処分場は、北沢不法投棄物を約2年間で受け入れるとともに、県内から排出される管理型廃棄物を年間約6万m ³ 程度受け入れる予定としております。
4	馬頭最終処分場の計画諸元埋立期間を10年程度に設定しているが、約束できるのか。地元住民との協定では埋立完了又は10年のいずれか短い期間としてほしい。	馬頭最終処分場では、北沢不法投棄物及び県内から排出される管理型廃棄物の受け入れを予定しており、埋立期間を10年程度と見込んでおります。

No	意見等の要旨	県の見解
5	<p>受入廃棄物は、北沢不法投棄物と県内から排出される管理型廃棄物とありますが、南那須地区保健衛生センターの焼却灰を最優先でお願い致します。</p>	<p>馬頭最終処分場の受入廃棄物については、県内から排出される管理型廃棄物を基本に考えており、南那須地区広域行政事務組合の焼却灰等を受け入れることは構造的には可能であり、馬頭町や南那須地区広域行政事務組合の意向などにも配慮し、今後検討していきたいと考えております。</p>
6	<p>管理型廃棄物という用語は、適切ではない。</p>	<p>管理型廃棄物とは、安定型廃棄物（安定5品目など安定型最終処分場で処分可能な廃棄物）及び特別管理廃棄物を除くものであって管理型最終処分場で処分可能な廃棄物と定義しております。</p> <p>具体的には、燃え殻、ばいじん、汚泥、鉋さいなどを対象としています。</p>
7	<p>処分場の埋め立て容量は80万m³となっているが、そのうち覆土分はどのくらいか。また、当該処分場に産廃を搬入する場合、その料金はいくらとなるのか。</p>	<p>覆土量（即日覆土、中間覆土、最終覆土を含む）は、埋立廃棄物量の約25%程度と見込んでいます。</p> <p>また、廃棄物の受入単価は、施設内容や管理体制、全国の処理料金などを踏まえて、今後検討していきます。</p>
8	<p>処分場に搬入する産廃は県内のものだけとしているが、県内の中間処理施設から出てくる産廃を受け入れるとなると、県外から県内の中間処理施設に持ち込まれた産廃も入ることになり、事実上、全国の産廃を受け入れることになる。</p> <p>まず、現在、県内の中間処理施設で処理されている産廃のうち、県内産のものはどのくらいあるのか。さらに、県内産の産廃だけを処分場に入れるのであれば、中間処理施設に持ち込まれた産廃のうちでも、マニフェストがはっきりし、県内産出であると確認できたものだけに限るべきではないのか。</p>	<p>県内の中間処理業者が処理した産業廃棄物は、県内排出事業者から排出された産業廃棄物と位置付けられます。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
9	<p>説明会において、温泉、美術館、焼き物窯など観光の中核部分を直撃することの懸念に対して県側は、観光客が容易に往復できるよう道路を拡幅するとの説明であった。しかし、工事用の大型車やゴミ運搬用の大型車が多数往来する中で何を観光すると言うのか。観光客がリラックスして景観を楽しみ、喜びを感じると思うのか。敬遠されるのが落ちであろう。</p> <p>また、他の経路も農作業車の通路、農作物の運搬路、小・中・高校や幼稚園の通学路、通勤路、その他産業車両の通路など地域住民の主要な生活道路として頻用されている。したがって、現状の道路計画は不適といわざるを得ない。</p>	<p>馬頭最終処分場に係る道路計画については、交通安全上の観点から、車道2車線及び歩道を設置する計画です。また、搬入道路、工事用道路は、馬頭最終処分場のゾーニング計画図でお示ししたルートを考えております。</p>
10	<p>搬入道路の構造には、どのような工夫がなされるのか。道幅とか、トンネルの利用とか。先の適地性アセスメントの時には、他に幾つもの搬入道路案が示されていたが、それらは今後も採用しないということか。</p> <p>搬入道路は、小学校や幼稚園の目の前を通っているが、子供たちへの安全対策はどのように行うのか。シートをかぶせても横転事故の危険性もある。登下校時には、ダンプの乗り入れを禁止するというが、下校時刻は学年によって午後1時頃から午後6時頃までと幅広いが、規制は本当に可能なのか。</p> <p>交通事故の増加が懸念されるが、その防止策はどう行うのか。万が一、搬入車両による事故が起きた場合、どのように補償するのか。</p> <p>搬入道路は、馬頭温泉郷の入り口を通り、小砂焼の里を縦断しているが、これらによって観光業が受ける被害について、どのように補償するのか。</p> <p>運搬車両については、どのようにして指導、規制を行うのか。シートをかぶせてこないダンプはどうするのか。運転者を教育するというが、いつ、どこで、誰が、どのような方法で教育を実施するのか。それでも、マナーの悪い運転者に対しては、どのような指導を行うのか。</p>	<p>搬入車両等が小学校や幼稚園沿いの県道を利用することから、現在、歩道の設置されていない区間につきましても、交通安全上の観点から、歩道の整備等の安全対策を講じていきたいと考えております。</p> <p>また、搬入車両につきましても、シートなどでカバーし、飛散防止を図るとともに、運行時間、台数など適正な運行規則の設定と交通安全対策マニュアルの整備、運転者への安全教育の徹底等により対応していきます。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
11	<p>処分場の構造上、何年もつかが疑われる将来の地下水汚染が確実なものである。</p>	<p>馬頭最終処分場は、国が定める基準等に基づき設置いたします。</p> <p>さらに、遮水システムについては、2重遮水シートに加え、恒久的な遮水性を持つベントナイト改良土層などを備えた構造とします。</p> <p>馬頭最終処分場は、多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場とし、全国モデルとなる施設づくりを目指します。</p>
12	<p>埋立地の基本形状図は簡単すぎて疑問が湧くばかりである。埋立地を掘削したときの土・岩盤の処理や置き場、覆土用に使用する場合の加工、備中沢側の斜面の角度、施工方法（自然との調和）、備中沢の保存及びその生態系保存などを明らかにしてほしい。</p>	<p>具体的な法面勾配、施工方法、環境保全措置等については、基本設計や事業実施のための環境影響評価において具体的に検討していきます。</p>
13	<p>盛土の量は、どのくらいになるのか。岩や石はどのくらい含む予定なのか。沢側の法面はコンクリート張りにするのか、芝生にするのか、それとも別のものを考えているのか。処分場側のシートが破れたりした場合、有害物質を含んだ汚水が盛土に浸透し、沢へと流れ出るが、その場合、どのような防止策を講じるのか。処分場が8、9割埋まった状態で、集中豪雨などがあれば、盛土側をオーバーフローする危険がある。貯水池の容量はどのくらいで、それは時間雨量、日雨量、週間雨量でみれば、どこまで許容できるものなのか。それは、何10年に1回、または何100年に1回起こるであろう台風や洪水、集中豪雨に耐えられる想定なのか。</p>	<p>土量については、できるだけ計画地から残土を出さないように、切土量、盛土量、覆土量のバランスを考慮した計画とします。また、切土部、盛土部の法面については、緑化を行う計画です。</p> <p>馬頭最終処分場は、万が一に備えた遮水システムとしております。例えば、1枚目の遮水シートが破損した場合は、自己修復材が直ちにシートの補修を行います。さらに、2枚目の遮水シートが破損した場合でも、その下の漏水検知集排水管により浸出水を集水し、浸出水貯留槽に送水した後に浸出水処理施設で処理されます。</p> <p>また、下層には、バックアップ機能としてベントナイト改良土層を設置しているため、浸出水が漏水する心配はありません。</p> <p>埋立地周辺に降った雨水は、外周側溝で集水して防災調整池に排水される構造となっており、直接埋立地内には入らない構造としております。</p> <p>埋立地内に直接降った雨水は、浸出水貯留槽に集水される構造となっており、この地域の過去の豪雨にも耐えられる計画といたします。</p>
14	<p>里山保全ゾーンとは、何をするとところなのか。もしくは、何をさせないところなのか。面積はどのくらいを見込んでいるのか。そのうち、買収するのはどの部分で、その面積、買収価格はいくらか。</p>	<p>里山保全ゾーンとは、緩衝緑地帯を含めた「里山」として保全するゾーンです。</p> <p>里山保全ゾーンは、概ねゾーニング計画図で示した範囲を基本として考えております。</p> <p>なお、買収価格は今後、検討していきます。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
15	<p>建設予定地の備中沢は、県立の自然公園の中でもあり、環境省が定めたレッドデータブックの絶滅危惧種や貴重種が20種類以上も生息している場所である。しかも、保安林地帯でもある。このような貴重な自然をどのように残すのか、具体的な対策を示して欲しい。また、沢を付け替える計画であると説明を受けたが、どこの部分をどのくらい付け替えるのか、示して欲しい。</p>	<p>環境省が定めるレッドデータブックの絶滅危惧種等については、事業実施のための環境影響評価の予測・評価における貴重種等の選定基準として、具体的な保全対策を検討していきます。</p> <p>また、備中沢については、水辺空間ゾーンとして位置づけ、備中沢の保全と親水を目的として、自然との調和を基調とした多自然型護岸として付け替える計画です。</p> <p>付け替え部分は、概ね施設ゾーンにかかる範囲を基本として考えております。</p>
16	<p>水辺空間ゾーンとは、何をするとところなのか。その面積、買収価格はどのくらいになるのか。沢の付け替えは、どの部分で、どのくらいの長さで広さになるのか。</p>	<p>水辺空間ゾーンは、備中沢沿いにおける沢の保全と親水を目的とするゾーンとし、自然との調和を基調とした多自然型護岸として、親水性を高める計画です。</p> <p>水辺空間ゾーンは、概ねゾーニング計画図で示した範囲を基本として考えております。</p> <p>なお、買収価格は今後検討していきます。</p>
17	<p>水辺空間ゾーンの意味合いがわからない。</p>	
18	<p>適地性アセスメント時の備中沢の水を処分場の下を暗渠で通す計画と、事業アセスメントの計画では、経済性においても差異が生じる。この変更は、経済性を根拠に不法投棄物の撤去と処分場建設をリンクさせてきた県の信頼性を損なうものである。具体的な説明が必要である。</p>	<p>馬頭最終処分場は「多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場」とし、全国のモデルとなる施設づくりを目指しており、経済性や環境保全についても十分検討していきます。</p>
19	<p>説明会資料にフェールセーフという言葉が見られるが、意味を矮小化している。フェールセーフの考え方の根底にあるのは、処分場が危険な施設だと言うことであり、汚染が施設外に及んだ場合を想定することである。そうした場合の影響を想定しないことは、住民の不安解消に程遠く、住民軽視である。</p>	<p>馬頭最終処分場は、多重安全システムの考え方を取り入れ、一つの安全機能が何らかのトラブルにより機能しなくなっても、第二、第三の安全機能（フェールセーフ、バックアップ機能）などが働き、安全性を維持するシステムとします。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
20	<p>「多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場」とあるが、そのシステムは埋立完了・閉鎖後の将来にわたって稼動するのか。</p>	
21	<p>「馬頭式遮水システム」の耐用年数は何年か。劣化して機能が破綻する時期が来ることは明らかである。</p> <p>また、その下の地層に変動があれば破断することもある。新潟地震の際、近接の処分場に問題がなかったと説明されたが、これは単なる1例である。</p> <p>埋立完了・閉鎖をもって終了するのではなく、埋立物が存在する限り、有害物漏洩防止構造の維持管理、浸出水の浄化及び地下排水の管理、及びこれらのモニタリングを続けていただきたい。</p>	<p>馬頭最終処分場では、廃棄物処理法に基づき、埋立物が環境に影響を及ぼすことがない状態となるまで、施設の維持管理を行うこととなります。</p> <p>また、必要なモニタリング調査については、事業実施のための環境影響評価で十分検討します。処分場の廃止後においては、住民の皆様の意向にも配慮しながら、モニタリング調査を実施することも検討したいと考えております。</p> <p>馬頭最終処分場の遮水構造は、多層構造による万が一のためのバックアップ機能も備えたものとし、2重遮水シートに加え、恒久的な遮水性を持つベントナイト改良土層などを備えた構造とします。</p>
22	<p>最終処分場が今後30年後、50年後においても安全性が確保される裏付けとなる科学的な実証データを示してほしい。</p>	
23	<p>最終処分場の本体の構造は、片側が自然の崖、片側が人工的な盛土となっている。このような構造の処分場については、強度の地震や大量な降雨によるオーバーフローへの対策なども含めて、慎重な基本計画が必要である。これらの点について、基本計画では処分場の構造についての安全性について十分な説明がされていない。適地性アセスメントと段階では提示されなかった計画であり、構造上の安全性について、データに基づき説明が必要であり、これを求める。</p>	<p>適地性判断のための環境影響評価（以下「適地性アセスメント」という。）により、予測・評価した結果、計画地及びその周辺には活断層はなく、さらに計画地の地盤は岩盤であり、処分場の設置・維持管理上重大な影響は存在しないと判断しています。</p> <p>処分場の堰堤はダム耐震設計に準拠した構造とします。なお、阪神淡路大地震や新潟県中越地震に起因したダムや堰堤の被害は報告されておりません。</p>
24	<p>片側が崖、もう片側が盛土、しかも盛土の裾を沢が流れているというような処分場は、他にあるのか。その安全性は確立されているのか。中越地震クラスの地震でも壊れない、つまりヒビも入らない、ゴムシートのつなぎ目もはがれないというならば、その根拠を示して頂きたい。</p>	<p>また、遮水シートの継ぎ目については、熱融着接合等や十分な施工管理を行うことではがれないようにします。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
25	<p>遮水シートの自己修復機能とは、どのような仕組みで、どのように働くものなのか。これまでの実績は、どうなっているのか。</p>	
26	<p>遮水構造のバックアップ設備で穴が空いた時に液体注入で対策を取ると聞いたが、80万トンのごみの下のシートに液体を流し込めるシステムの納得できる説明がほしい。</p>	<p>基本設計で具体的な仕様等は検討していくこととしておりますが、基本計画では遮水構造の自己修復機能として、1枚目の遮水シートが破損した場合は、自己修復材がすみやかにシートの補修を行うものです。</p> <p>また、国内の供用中の管理型最終処分場での実績もあります。</p>
27	<p>浸出水処理について、住民が理解できるような説明図を付けるべきである。</p>	<p>浸出水処理システムは、廃棄物に触れた水を浄化し、河川水に影響を及ぼさないようにきれいな水にしてから放流するためのシステムです。</p> <p>このシステムは、処理水を法令の基準に適合させる一般的な水処理システムに加え、さらに浄化するため高度処理を行います。</p> <p>今後とも、これらの内容につきましては、機会あるごとに町民の皆様にはわかりやすく説明していきたいと考えております。</p>
28	<p>基本計画は、場所、その構造、手続上も問題が多く見直すべきである。県民にとって100億円も大型投資をするのに、広く県内の数箇所の選定地を比較検討することなく、県立自然公園内の1箇所に絞り基本計画をつくるなど行政手続きからも問題である。</p>	<p>不法投棄物の処理方法として県営処分場を建設し適正に処理してほしいとの馬頭町からの要望や、県で実施した適地性アセスメントの結果などを総合的に勘案すると、管理型最終処分場を建設し不法投棄物を撤去することが実現可能な最善の方法であると判断し、建設事業を実施することとしたものです。</p>
29	<p>総事業費はいくらか。そのうち、土地買収費用はいくらか。また、前処理施設の建設にはいくらかかるのか。さらに、実際に前処理を行うための費用はいくらか。北沢の汚染拡大防止対策の費用はいくらか。</p> <p>総事業費のうち、国庫補助はいくらを見込んでいるのか。県の負担はいくらか。町の負担はいくらか。</p> <p>迷惑料補助金は、処分場の運営による利益から捻出するのか。</p> <p>処分場完成後、施設の運営にかかる総費用は年間どのくらいか。そのうち、県の負担分はどのくらいか。町の負担分は、どのくらいか。</p>	<p>基本計画における現時点での最終処分場に係る概算工事費は約110億円程度と見込んでおります。また、不法投棄物撤去事業については汚染拡散防止対策工事を含めて概算工事費を約13億円程度と見込んでおります。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
30	<p>完成後の処分場を実際に運営するのは、どこか。県が直接なのか、別の団体を当てるのか。また、実際に処分場に勤務する人員は何人くらいか、彼らはすべて県の職員となるのか。</p>	<p>馬頭最終処分場の運営主体は、県が行うこととしております。また、勤務する人員及びその職員については、今後検討していきます。</p>
31	<p>馬頭最終処分場基本計画（案）において、最終処分場の必要性についての根拠が示されていない。</p>	<p>不法投棄物の処理方策として県営処分場を建設し適正に処理してほしいとの馬頭町からの要望や県で実施した適地性アセスメントの結果などを総合的に勘案すると、管理型最終処分場を建設し不法投棄物を撤去することが実現可能な最善の方法であると判断し、建設事業を実施することといたしました。</p>
32	<p>県立自然公園設置の主旨を行政自ら放棄しており、不合理である。 ① 自然環境の評価 ② 人工開発地と自然環境の意義の逆転思考</p>	<p>馬頭最終処分場は、地元から挙げられた候補地という条件の中で、適地性アセスメントを行い、候補地は処分場の設置が可能な場所であると判断いたしました。 また、候補地は県立自然公園地域でありますので、最終処分場を建設する場合には施設の形態を自然公園に見合った施設とし、植栽などの緑化等を行うなど、公園利用に最大限配慮した施設とします。</p>
33	<p>北沢不法投棄物の処分先の内訳と量を明らかにしてほしい。</p>	<p>北沢地区の不法投棄物は、全量前処理を行い、埋立基準に適合させたいと、馬頭最終処分場で処理することを予定しております。</p>
34	<p>不法投棄物撤去事業について、汚染拡散防止対策工事を行うことによって、安定化した有害物が溶出し、かえって危険な事態を招くことはないか。 防護策は考えているのか。また、対策工3の鉛直遮水工は、何を基準にして設定し、深さ何メートルまで施工するのか。</p>	<p>不法投棄物を撤去する前に、周辺環境に影響を与えないよう汚染拡散防止対策工事を実施します。 対策工事は、事前に不法投棄現場及び周辺環境について必要な調査を行い、対策工事を行う位置、深さ等を検討し実施することとしております。</p>
35	<p>不法投棄撤去工事の各過程において、安定化した有害物が可溶化して、かえって危険な事態を招くことはないのか。 防護策は考えているのか。</p>	<p>なお、工事中を含めて工事前後においても、周辺環境への影響を把握するため、モニタリング調査を実施し、必要な対策を講じます。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
36	撤去工の前処理施設について具体的に装置・施設名を挙げて、その内容を明らかにされたい。説明では粉碎工程しか示されていない。	
37	前処理施設は、どのような内容になるのか。乾燥、仕分け、破碎、さらに焼却もあるのか。仮設式なのか、移動式なのか。何年間くらい稼働させる予定なのか。場所はどこに設置する予定なのか。北沢の産廃を処理した後は、ただちに撤去するのか。	前処理施設は、乾燥、選別、破碎等を行うこととしておりますが、焼却は予定しておりません。具体的な施設内容等は基本設計で検討します。 前処理施設は、馬頭最終処分場敷地内に設置することとしており、北沢不法投棄物を撤去する概ね2年程度稼働し、撤去が終了した時点で前処理施設も撤去します。
38	北沢不法投棄物の前処理完了後は、これらの施設は閉鎖するのか。北沢以外の産業廃棄物や一般廃棄物の中間処理施設として利用しないいただきたい。	
39	医療系廃棄物について、系が入った区分で分別処理されるのだろうか。系が入ることによって処理が軽減されているのか。	医療系廃棄物とは、医療行為等に伴って発生する廃棄物を示しています。
40	北沢に不法投棄された産廃は、中間処理しても、最終処分できる場所がないという説明だったが、県はこれまで、いつ、どこかの最終処分場に打診して、どのような回答を得たのか、全て示して頂きたい。	本県が行った各都道府県の公共関与管理型産廃最終処分場での県外廃棄物の受入状況調査では、県外管理型産業廃棄物の受け入れは行っておりません。
41	北沢の不法投棄物について、県は産廃特措法の適用を検討したと説明しているが、どのような検討を行い、環境省にはいつ、どのような内容で打診ないし説明を受けに行き、環境省からどのような返答を得てきたのか。	産廃特措法の適用につきましては、従来どおり行政代執行によるとされていることや安全確実な処分先の確保など課題が多く、現段階においては環境省への申請は行っておりません。

(2)事業実施のための環境影響評価 実施計画書(案)

No	意見等の要旨	県の見解
42	いずれ住民アセスからも評価が出されることになるが、これを事業アセスの評価に反映するつもりはあるのか。	事業実施のための環境影響評価の予測・評価を行うにあたっては、住民の皆様から寄せられる情報についても、参考とさせていただきたいと考えております。
43	馬頭最終処分場基本計画と事業実施の為の環境影響評価実施計画書を同時に説明するのは、県民にとって手続き上許されず無効である。	
44	処分場基本計画書のない「事業実施のための環境影響評価実施計画書」などありえない。	
45	そもそも基本計画が出来ていない段階で、アセスを行うことができるのか。この段階でアセスを行うことに県は適当と判断するのか。	今回の事業実施のための環境影響評価は、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として実施するものですが、より環境保全に配慮した施設とするために、栃木県環境影響評価条例の調査項目等も参考に実施することとしております。
46	前項に関連するが民間がこのような工程でアセスを行うという場合、県は指導を行わないのか。反対意見が寄せられても黙っているのか。	同時に進めることにより、環境に配慮した計画になると考えております。さらに、事業実施のための環境影響評価は、調査区域を代表する地点を設定して行うこととしており、環境への配慮は十分行えるものと考えております。
47	馬頭最終処分場基本計画(案)の説明会の段階で、事業アセスメント実施計画(案)の説明をしたことに、正当性は無い。本来、完成した処分場計画をもとに、事業アセスメントを計画すべきである。しかも、処分場基本計画(案)は、抽象的なゾーンニングのみであり、具体性にかける。	
48	基本設計の策定費が、17年度予算要求されているが、これは通常の手順を逸脱しているのではないのか。本来、基本計画が決定した後、事業アセスメントを実施し、事業アセスメントの評価の完了をみてから、基本設計に入るべきである。それを、事業アセスメントがまだ終わらないうちから、基本設計に入るのは県自らが事業アセスメントを軽視しているからではないのか。作業手順を正しいやり方に戻すべきではないのか。	基本計画・設計及び事業実施のための環境影響評価を併行して実施することにより、工事の内容等詳細な計画が明らかになるため、より具体的な環境を保全するための予測、評価が行えるものと考えております。
49	適地アセスの評価と同様に「重大な影響は回避低減できると思われる」で全てを済ますのであれば重大な影響があった場合その責任をどのように取れるのか。また、低減のレベルを明確にする事ができるのか。できないのならアセスは無意味である。	事業実施のための環境影響評価では、環境現況調査の結果に基づき、周辺環境への影響を予測します。この予測結果により具体的な環境保全措置を検討し、環境についての適正な配慮がなされているかを評価します。

No	意見等の要旨	県の見解
50	町民説明会の案内の中でアセス実施計画書案の縦覧も通知しているがこれに至っては、わずか1日しか周知期間が無い。これはできるだけ縦覧を避けようとする作意と言わざるを得ない。	
51	意見書を集めるという意志がこの案件からは読み取りづらい。「意見書をいただくために縦覧を行います。」では縦覧の通知にはなっていない。結果的に何通の意見書が集まったとしても、これは再度ははっきりと意見書の提出を町民に求めるべきである。	事業実施のための環境影響評価は、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として実施するものでありますが、栃木県環境影響評価条例等を参考にして、実施計画書(案)を1月21日から2月21日まで馬頭町民を対象に縦覧しました。
52	着工前調査 対照値を得るために着工前に全ての調査・予測・評価項目について計測又は観測していただきたい。	最終処分場の建設・供用による周辺環境への影響については、着工前調査も含めて必要なモニタリング調査を実施します。具体的な内容については事業実施のための環境影響評価で検討します。
53	埋立完了・閉鎖後の調査 埋め立てた廃棄物が最終処分場に存在する限り、必要項目について、監視のための計測・観測を継続していただきたい。	埋立完了後においても廃棄物処理法に基づく必要なモニタリング調査を実施していきます。処分場の廃止後においては、住民の皆様の意向にも配慮しながら、モニタリング調査を実施することも検討したいと考えております。
54	事業アセスの基本は、施設の立地評価を事前に十分に評価すべきものであって、規制の事実として事業があるとするのは言語道断である。	県としましては、不法投棄物の処理方策として県営処分場を建設し適正に処理してほしいとの馬頭町からの要望や、県で実施した適地性アセスの結果などを総合的に勘案すると、管理型最終処分場を建設し不法投棄物を撤去することが最も現実的で安全な方法であると判断し、建設事業を実施することとしたものです。
55	環境影響要因から建設重機・施設内重機等が除かれているのはおかしい。	建設重機、施設内重機等については、環境影響要因の「造成工事」「施設の存在・稼働」に含まれます。
56	「住民に縦覧し」の住民の意味合いが、過去の事例のように局限された町民であったり、予定施設の所在地域住民であったりするのは間違いと言わざるを得ない。縦覧の定義に従って告示し、広報を先んじて、かつ、縦覧期間とその後の意見提出期間を定めて手続き的にも齟齬のない形で縦覧そのものを実施すべきである。	事業実施のための環境影響評価は、廃棄物処理法に基づき実施するものであり、より環境保全に配慮した施設とするために、栃木県環境影響評価条例の調査項目等も参考に実施するものです。

No	意見等の要旨	県の見解
57	実施計画書に（案）とあるのは決定との意味なのか。いつ（案）が取れるのか期限を示してほしい。	住民の皆様や専門家の意見を踏まえて、実施計画書（案）の内容を検討し、実施計画書を策定します。
58	1/28日に配布されたリーフレットのフロー図によると実施計画書（案ではない）を公開、縦覧、説明会実施、意見を求めることになっているがこの手続きを行うのか。	リーフレットのフロー図は、実施計画書（案）を縦覧し、説明会を実施し、意見を踏まえて、実施計画書（案）の内容を検討し、実施計画書を策定することを意味しています。
59	町民対象の実実施計画書説明（1/28）の以前から縦覧をはじめ、縦覧期間を一ヶ月しか取っていないが、説明会終了時から縦覧期間を取るべきではないか。	今回の事業アセスでは、縦覧期間内に、実施計画書（案）の記載内容についてさらに理解を深めていただくために説明会を開催したものです。
60	縦覧期間と意見書提出の期間が一緒なのは問題ではないのか。住民からすると意見をまとめる時間が短すぎる。	縦覧・意見書提出期間は、1ヶ月間とさせていただきます。
61	縦覧期間中に縦覧文章が差し替えられた（具体的なものから漠然としたものに）が、適当な処置なのか。	縦覧場所は、県環境整備課及び馬頭町環境整備対策室としましたが、縦覧文書は差し替えておりません。
62	前項に関連して、各調査項目において事業アセス内容の具体的なものがない。動物、植物調査など何時何処で行われるのか縦覧されていない。これでは意見書が書けない。これは縦覧の不備であるが県は不備とは考えないのか。	実施計画書（案）には、動物、植物調査について、調査地点、環境影響評価工程を示しています。
63	アセスにあたっては、専門家の意見を聞いたのか。	最終処分場調査検討懇談会において、専門家の意見をいただき、その意見を踏まえて、実施計画書（案）を作成しました。
64	事業アセスに関する資料（会議で提出された資料）を情報公開で取ろうとしたら、公開されなかった。情報公開を徹底すべきである。	計画策定中の資料については、検討等に関する未成熟な情報であり、確定的な情報と誤解されて流通した場合に、県民の間に混乱を起こさせるおそれがあることから、公開しておりません。実施計画書（案）については、公表し、ご意見をいただいております。
65	環境影響調査は、その評価の部分が大切である。その評価を下すのは、誰なのか。それまでの検討手続きは、どのようになっているのか。第三者機関による検討はあるのか。そのメンバーは誰なのか。検討過程の情報公開はどのように行うのか。 また、近々、栃木県のレッドデータブックが公表されるが、この結果は事業アセスメントの評価に、どう反映されるのか。	事業実施のための環境影響評価は、住民及び専門家の意見を踏まえて、評価書（案）を検討し、評価書を策定します。 また、栃木県版レッドデータブックに掲げられる種については、予測・評価における選定基準に加えることとしております。

No	意見等の要旨	県の見解
66	<p>今回の基本計画案で処分場本体は、適地性アセスメントの際に示された3つの配置案のいずれとも大幅に違った配置となった。その理由は何か。</p> <p>また、このように大幅に配置を変え、しかも大量の盛土をするというのであれば、当初と環境条件が大幅に変化するわけで、先般の適地性アセスメントはやり直すべきではないのか。</p>	
67	<p>備中沢の河川水の扱いについて、適地性アセスメントと今回のアセスメントでは異なる計画（方針）を基にしている。このことは、適地判断後の変更であり、適地性アセスメントの信頼性を著しく損なう。事業アセスメント実施は時期尚早であり、即刻中止すべきである。変更の経緯、また変更に伴う前後のアセスメントの相違を明確にすべきである。</p>	<p>適地性アセスメントは、候補地のエリアを基に環境現況調査を行い、環境への影響について検討を行ったものです。その結果、候補地内は、「最終処分場の設置を回避すべき重要な要素はなく、生活環境及び自然環境への重大な影響も回避・低減できる」と判断しております。</p> <p>今回の基本計画における配置計画は、適地性アセスメントでお示しした3案も含め、環境保全上、安全・維持管理上などの観点から総合的に検討し、お示ししたものです。</p>
68	<p>馬頭最終処分場のゾーニング計画 八溝自然公園内にあり、雄大な自然ではないが里山として生物種が豊富であり、中には低緯度・低地でブナの植生（おそらく南限であろう）、ヒダクチナガハバチ（日本の固有種、♂2♀1、特に♀は日本＝世界で初めて発見）等貴重なものも存在する。小学校や人家も近く、町営水道の水源、自家用飲料水の井戸も近くの下流域にある。処理水放流先的那珂川は天然アユの遡上やサケの遡上が見られる日本有数の清流であり、自然保護上、また観光資源としても重要な存在である。このような備中沢は最終処分場設置に関し自然的にも社会的にも不適地であると考ええる。</p>	<p>この最終処分場の設置が周辺環境にどのように影響を及ぼすかにつきましては、より適正な環境への配慮を確保するため、事業アセスにおいて環境影響の回避または低減について具体的に検討していきます。</p>
69	<p>事業アセス実施計画書（案）に対する意見をすべて公表し、これを基に町民との意見交換会を開催してほしい。</p>	<p>事業実施のための環境影響評価実施計画書（案）については、意見に関し、県の見解を公表いたします。</p> <p>今後とも計画の進捗に合わせて、町民の皆様にご説明させていただきたいと考えております。</p>
70	<p>事業アセス実施計画書（案）のフロー図には、市町村長への意見照会についての図示がないが、どういうことなのか。</p>	<p>事業実施のための環境影響評価は、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査として実施するものであり、馬頭町への意見照会につきましては、廃棄物処理法の手続きの中で実施されます。</p> <p>なお、馬頭最終処分場は、不法投棄物を撤去するための方策として、馬頭町から要請を受けて設置するものであり、今後とも馬頭町と十分協議しながら、事業実施のための環境影響評価を実施していきます。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
71	<p>地盤、地形・地質調査については、ボーリング11地点、電気探査4測線、しかも既存資料による調査点となっている。これは、適地性アセスメントの結果を流用するという意味か。</p> <p>処分場自体が、従前の想定と大きく変わってしまった現在、しかも大量の盛土を行うという大幅な変更があることを考慮すれば、地盤、地質調査はもっと精密に行う必要があるのではないか。少なくとも、ロックフィルダムの建設と同じような基準で再調査すべではないのか。</p>	<p>適地性アセスメントの地盤、地形・地質調査結果については、既存資料として活用します。</p> <p>また、基本設計に当たっては、さらに地盤、地形及び地質などの詳細調査を行う予定としております。</p>
72	<p>備中沢が中心線となっている地形・集落がほぼ対象であるにも拘わらず大気質の観測点が西に偏りすぎている。気象調査地点は一点表示が見当たらない誤表示(凡例には5点、図中は4点)。ダイオキシン類の観測点がバックグラウンドデータ収集なら少なくとももう一点自然界の評定点を定めるべきである。</p> <p>更にモニタリングポストを考えるならば、飛散シミュレーション等実施の上再付着近傍の観測点を設定すべきである。</p>	<p>大気質調査地点については、小口地区及び和見地区の大気質の現況を把握するため、居住状況、道路状況などを考慮して、選定しております。</p> <p>また、気象調査地点については、実施計画書(案)に計画地3箇所、小口地区1箇所、和見地区1箇所の5地点を選定しております。</p> <p>なお、モニタリング調査等監視のあり方につきましては、事業実施のための環境影響評価において検討していきます。</p>
73	<p>水象調査は町水水源への調査が必要である。</p>	
74	<p>建設予定地は、町営水道の水源の上流部に当たる。また、水源涵養の保安林地帯でもある。周辺には、地下水を利用している家もあり、下流地帯には農業地帯が広がっている。このような状態を考え、建設予定地から那珂川にかけて、地下水の流れがどのようになっているか、科学的で精密な調査を行う必要がある。それなしには、地元住民の同意は得られない。</p>	<p>馬頭町の上水道水源は施設ゾーンから南西約2kmから約4km離れた那珂川左岸沿線に位置しており、備中沢を含む小口川水系とは別な水系にあります。</p> <p>上水道水源の調査につきましては、平成15年度に上水道水源5箇所及び既設井戸、河川について調査を実施し、その結果、浅井戸の第1水源～第3水源については、かんがい用水、降雨により涵養された地下水や東側の山地からの地下水等を取水していると考えられます。また、第4水源は井戸の深さが8mと浅く、地形的に那珂川の流域にあることなどの状況を考慮すると那珂川の伏流水と判断しました。深井戸の第5水源は別の水系の地下水により涵養されていると考えられます。</p>
75	<p>地下水については、水質のみ3地点4季となっているが、これも適地性アセスメントの結果を流用するのか。地下水については、水質よりもその流れをつかむことが重要である。備中沢が水源地の上流にあること、周囲の民家、下流域の農業地帯では今なお地下水を利用しているものが多い。したがって、地下水の汚染は死活問題である。</p> <p>地下水の流れを詳細につかむ調査が必要である。備中沢から試薬などを流し、それがどのくらい経って、どこの地点に、どのくらい出てくるか、科学的な手法で精細に調査すべきではないのか。</p>	<p>このように、水道水源につきましては、計画地とは別な水源であることが明らかになっております。</p> <p>また、計画地につきましては、基本設計の段階でボーリング調査等を行う予定でありますので、必要があれば、その際に地下水について確認することも検討したいと考えております。</p>
76	<p>地下水の流れは、町水道の水源地とのかかわりにおいて重要であり、誠意を持って対応すべきである。今回のアセスでの対応は、どうなっているのか。もし、採用しないのであれば、住民無視にとどまらず、専門家の意見も無視することになる。</p>	

No	意見等の要旨	県の見解
77	地下水調査地点は偏重、非対称に過ぎる。ベースデータとする考えがあるならば多数点の追加が必要。他開発事例研究も含め、実験計画法にのっとった論拠を再度練り直す必要がある。	最終処分場の建設・供用による周辺環境への影響については、必要なモニタリング調査を実施します。
78	新規調査点はなくまさに造らんかなの設定点に見える。適地性アセスが土台、備中沢ありきから発した一点集中型のものであり、複数候補地を選んでの計画決定・政策決定過程の比較評価でなかったことを意味している。合理性に欠け、非工学的結果であるとしかしいようがない。	事業実施のための環境影響評価は、これまで実施した環境現況調査の結果も既存資料として活用します。 また、馬頭最終処分場は、地元から挙げられた候補地という条件の中で、適地性アセスメントを事業決定前に実施したものであります。
79	小口川放流口は、橋の下流ではなく住民が水質を見ることが出来る位置にしてもらいたい。	
80	地下水排水及び浸出水浄化処理水の生物学的モニタリング 河川に放流前に、魚類、昆虫、底生生物、水生植物などを共生させた試験貯水池を設置してそれぞれの水を放流し、これらの生物が正常に生息・成長・増殖し、正常に世代を繋いでいけるかどうかモニタリングしていただきたい。当然、最終処分場とは無縁な周辺の水を用いた対照の貯水池を設けることも含んでいる。	浸出水は最終処分場の浸出水処理施設で河川水に影響を及ぼさないようにきれいな水にしてから、専用導水管により小口川橋下流まで導水し、小口川に放流する予定です。 具体的にどのように放流するかにつきましては、今後検討していきます。
81	処分場は毒物を薄めて垂れ流す施設である。生態濃縮や総量規制の視点に欠けている。	馬頭最終処分場の浸出水処理システムは、処理水を法令の基準に適合させる一般的な水処理システムに加え、さらに高度処理を行います。この高度処理工程の中で逆浸透膜処理を行うことで、河川水に影響を及ぼさないようにきれいな水に浄化されます。 なお、浸出水処理システムは、廃棄物に触れた水(浸出水)を、7つの処理工程で処理する計画です。
82	周辺住宅の井戸水使用状況とその対策(稼働後)	適地性アセスにおいて、計画地及びその周辺において、46箇所(小口33箇所、和見13箇所)の井戸を調査しております。井戸水の使用状況は、飲料水および生活全般が19ヶ所と最も多く、その他農業用、風呂等に使用されています。 馬頭最終処分場は、多重安全システムを備えた安全で安心できる最終処分場とし、全国のモデルとなる施設づくりを目指しており、遮水工については浸出水が埋立地の外に漏れ出さないよう、幾重にもバックアップ施設を備えた、万が一のリスクにも対応できるものとします。 なお、事業実施のための環境影響評価において地下水のモニタリング調査についても検討したいと考えております。

No	意見等の要旨	県の見解
83	<p>分析項目のうち、河川底質項目について有機リンを、地下水環境基準項目について有機リン及びダイオキシン類を追加していただきたい。</p>	<p>有機リン系農薬が使用禁止となり、公共用水域等の水質分析結果からも、検出されない状況となったことから、平成5年に水質汚濁に係る環境基準健康項目から削除されたため、河川底質項目及び地下水環境基準項目には含まれておりません。</p> <p>また、ダイオキシン類については、事業実施のための環境影響評価のモニタリング調査項目に含める方向で検討したいと考えています。</p>
84	<p>施設ゾーンを設け、500m緩縁を当てはめての設定条件が理解できない。</p> <p>特に北西の道路計画を示し（南西部の黒丸点線記号凡例記載無し工事もありながら）、施設と関連道路や付帯工事は別物とする行政の分断思考が理解できない。</p> <p>更に北沢処理の関連を大きく欠落している。所轄課が違い、予算品目が違い県に係る事業工事全体として動植物生態系を調査すべきものである。</p>	<p>動植物の調査範囲につきましては、動植物の移動、環境アセスメント事例等を勘案し、計画地周辺500mと設定しました。</p> <p>また、東側は主要地方道那須・黒羽・茂木線まで、西側は小口川までの範囲としました。</p> <p>北沢不法投棄物撤去工事については、汚染拡散防止対策を講じた上で撤去工事を行うなど、十分に周辺環境への影響に配慮して撤去作業を進めていきます。</p> <p>また、周辺環境への影響を把握するため、環境モニタリングを実施する考えであります。</p>
85	<p>生態系各欄記述の不明快さ・指標種というのがあるのだろうか。</p>	<p>環境影響評価法に基づく環境省告示や栃木県環境影響評価条例では、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性および特殊性の視点から指標（又は注目）とされる種又は群集を指標種（又は注目種）と呼び、その種または群集について影響を考えることになっています。</p>
86	<p>住民の調査によると、以前行われた適地性アセスでは存在しない動植物が確認されているが、それらの調査に関してはおこなわないのか。</p>	
87	<p>水生昆虫は適地性アセスに存在しないもの（オオフタオカゲロウ）が現場でウヨウヨいることが確認されているが、水生昆虫の調査は事業アセスでは行わないのか。</p>	<p>適地性アセスメントで確認されなかった種が見つかったという情報はできる限り参考とさせていただきますので、情報があれば教示いただきたいと思いますと考えております。</p>
88	<p>住民アセスで見つかったもので適正アセスでは見つかっていない例が多数ある。この点については、事業アセスに先立ち、具体的な対策を提示すべきである。そうした施策を怠るばかりで、誠意がみえない。</p>	

No	意見等の要旨	県の見解
89	<p>県版（04年9月）のレッドリストに適地性アセスで確認された動植物が55種以上記載されたが、その扱いはどのようになるのか。具体的に示す必要がある。</p>	<p>今後、事業実施のための環境影響評価において、栃木県版レッドリストを含めて、調査を実施することとしており、確認されれば、それらについても環境保全対策を検討いたします。</p>
90	<p>アセス実施計画書案、縦覧中に猛禽類の調査が始まっているのはなぜか。</p>	<p>猛禽類調査につきましては、環境への影響を判断する上で、巣作り、子育てを行う繁殖期の調査を継続して行い、適地性アセスメントに引き続き、その行動を詳しく把握する必要があること、また、猛禽類は一定の規則性を持って広範囲に飛ぶため、継続した調査が必要であり、より環境に配慮するため、調査を実施させていただいております。</p>
91	<p>縦覧期間と意見書提出期間の同一も理解しがたいことは申し述べたが、工程の既に実施に到っていることが判明するに至って縦覧文書としての実施計画書(案)の何たるかがわからなくなる。（筆者自身が鳥類定点観察現場3点に既に遭遇している）表8.1を含めた(案)の縦覧ではなかった。(案)のまま、委託契約締結できる行政の仕組みが在りうるのが全くの疑問である。</p>	
92	<p>馬頭最終処分場に係る事業実施に伴う環境影響評価のための猛禽類調査が、平成16年に実施されている。処分場計画及び事業アセスメント計画のない段階で、住民に説明することなく実施したことについて、弁明すべきである。</p>	
93	<p>景観は外部から目隠し景観を評価するものではない。 殊に山地・沢・渓谷景観はその内部景観こそ存在価値がある。それを評価しない事前評価などあり得ない。 極論すれば、施設・道路上空に大きな空間を開き、水路変更をし三面護岸(あるいは二面護岸としよう)で水辺空間ゾーンなどあり得ない。 景観の視座を変え、調査地点と評価基準の明確な記載を求める。</p>	<p>景観の変化に関する調査地点としては、不特定多数の人が利用する場所について選定しております。 景観の調査地点、評価目標は、実施計画書(案)にお示ししました。 また、備中沢の内部景観については、2地点で調査を実施し、予測・評価を行うこととしております。</p>
94	<p>適地性アセス(本来なら計画アセス、戦略アセスと考えるべきものだろうが、概念不鮮明のまま、県行政新造語)の触れ合い活動の場設定の図等からしても人為的開発の地が活動の場の対象としか考えていない。 山地・沢・里山こそ生活文化の伝承・維持の場であるとする姿勢はうかがえず、如何なる視座で評価しようとするかが示されていない。</p>	<p>適地性アセスにおける「人と自然の触れ合い活動の場」の活動の区分は、環境省編「自然環境のアセスメント技術(Ⅱ)」を参照しております。 適地性アセスでは、人為的開発ばかりでなく、昆虫採集、キノコ狩り、川あそびなどの活動についても調査しています。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
95	<p>1月28日行われた馬頭町最終処分場に関する町民説明会の会場入り口でチラシをもらいました。(2004年11月2日発行)</p> <p>その中で、環境省の発言の真意について、お伺いします。</p>	<p>馬頭の自然と環境を守る会が配布したチラシには「環境省は不法投棄物を処理するために、県営の産廃処分場を作るのはおかしいと指摘しています。」と記載されております。</p> <p>環境省では、栃木県が北沢の不法投棄対策及び県内の産業廃棄物の処理を行うために、公共関与による処理施設を整備することと認識しております。</p>
96	<p>道路計画は既存の道路を利用するとの説明でしたが、馬頭町和見を通過して小砂から黒羽に行く県道27号は、標識にもある通り那須、黒羽、茂木線で幅員も狭く危険箇所が多い道路です。近年とみに茨城ナンバーの車や東京方面から常磐高速を使って国道293号線から、この県道27号を利用して那須、塩原、鬼怒川方面の観光客などの車が急増しました。</p> <p>私どもは早くから改良拡幅工事について県に申請しましたが、県からは主要道路で実施しなければと返事をいただいておりますが、未だに実行されていません。この工事はどうなっているのかお伺いします。</p> <p>処理場が出来る前に早急に道路工事は実行していただきたくお願いします。</p>	<p>馬頭最終処分場の整備に必要な道路整備につきましては、道路改良、交通安全施設の整備等必要な整備を地元の方々及び馬頭町の意見等を踏まえて進めていきたいと考えております。</p>
97	<p>県営処分場を造るのに、広く県民に周知せず、地元のみでの周知で、しかも広く県民が参加するには周知期間も不足しており、会場も狭く無効である。</p> <p>広く県民に周知し、参加しやすい周知期間をとり、広い会場を確保して入場制限などせず基本計画の説明会をやり直すことを強く求める。</p>	<p>今回の説明会は、馬頭町民の皆様には馬頭最終処分場への理解を深めていただくために実施したものです。</p> <p>県民の皆様につきましては、今後十分ご理解が得られるよう、その内容をお知らせしたいと考えております。</p>
98	<p>県営の公共事業でありながら、周知も対象も馬頭に限定されるのはおかしい。県は全てを県民に公表すべきである。少なくとも全県民を対象とした公聴会を開くべきである。</p>	
99	<p>行政の使い方によって往々にして行政の思惑で用語が用いられ、住民には局限思想が含まれ、極めて小さい地域概念が適用される。</p> <p>県政の行為の対象は広く県民になされるべきものであって、県民、市民、町民、住民の使い分けがあってはならない。</p>	
100	<p>自然環境は栃木県の財産である。県民に対する説明会を開催しないのか。県は県民全体に計画を周知させる義務があると思われるが、説明会を開催しないのか。</p>	

No	意見等の要旨	県の見解
101	<p>基本計画の説明会を開催する場合は、まず計画地の地域住民との十分な計画に対しての話し合いをして、意見を聞くべきであるにもかかわらず、質問者が多数いたにも関わらず、質問を打ち切り予算消化のために「説明会をやりました」との事実作りのごとき対応は、今後問題を大きくする。県民から見て、予算の無駄使いにつながるものである。</p> <p>なぜなら、将来問題を起こす構造と場所、しかも栃木県の貴重な清流「那珂川」を汚染し、全国にイメージダウンを起こすことが確実な処分場基本計画は、予算100億円の無駄使いに、さらにその後始末予算増大で県民に二重、三重の負担となる。県民として、許せない計画である。</p>	<p>北沢地区の不法投棄物を撤去してほしいとの馬頭町からの要望や、適地性アセスメントの結果などを総合的に勘案し、県営最終処分場を建設して不法投棄物を適正に処理することが実現可能な最善の方法であると判断し、最終処分場の事業実施を決定したものです。</p>
102	<p>私の家は自治会に入っていないので、町民説明会の案内が馬頭町役場より郵送されたが、届いたのが平成17年1月20日であった。これは開催の8日前であり、この重要な案件に関する周知期間としてはあまりに直前であり、承伏しかねる。説明会の再度開催を求める。</p>	<p>説明会の開催に関する周知につきましては、自治会を通して行ったほか、ケーブルテレビなども活用して行っており、多くの皆様説明会に参加していただきました。</p> <p>今後とも、各種広報媒体なども活用しながら、事業内容を説明し、理解が得られるよう努めていきたいと考えております。</p>
103	<p>開催時間2時間の説明会で半分以上を一方的な内容説明に使い、残りの一時間足りずで内容に対する質問をしると言われても、ほとんどの人達は何を質問したらよいのかもわからないのではないかと。説明すれば良いのではなく、県民を納得させる努力をするべき。</p>	<p>今後とも馬頭町民の意見をお聞きし、馬頭町と協議しながら事業を推進していきたいと考えております。</p>
104	<p>平成17年1月28日開催の標記実施計画書(案)説明会に続く補足説明会が同年2月3日に開催され、その席で県は適地性には自然的適地性と社会的適地性があると説明した。このように適地性を仕分けることは、論点を整理する上で有効であると私も考える。しかし、自然的適地性と社会的適地性のいずれかを満たせば適地であるのではなく、双方を満たして初めて適地であるとの判断がされるものとする。ところで備中沢の場合はどうなのか？私は、この双方ともが不適知性であるとする。特に、前項で述べたように地元住民の理解が得られていない状況で社会適地と考えることは不可能である。</p>	<p>県といたしましては、馬頭最終処分場について、地域住民の皆様へのこれまでの説明により、多くの方々に、処分場の安全性について概ねご理解いただけたものと考えております。</p> <p>未だ十分にご理解いただけない方々には、今後とも積極的に最終処分場の安全性等についてご説明申し上げ、住民の皆様にご理解をいただきながら、事業を進めていきたいと考えております。</p>

No	意見等の要旨	県の見解
105	<p>住民説明会の席上、県環境整備課は、環境保全協定を地元自治会とではなく、町と結ぶこともあり得るとした。これは、県みずからが定めた「廃棄物処理に関する指導要綱」に違反している。地元住民を置き去りにして、建設推進の町とだけ協定を結ぶというのは、行政としてあるまじき行為である。環境保全協定を町と結ぶ場合でも、地元自治会とも結ぶべきである。</p>	<p>馬頭最終処分場は、馬頭町からの要請に基づいていることから、地元の皆様も含めた形で町と環境保全協定を締結することも一つの方法であると考えております。その際には地元の皆様の意見も十分反映させていきたいと考えております。</p>